

暗記ノート

- ◎本冊子は、中国運輸局の検査員教習試験を対象に、過去問題の中から出題頻度の高いものを抜粋し、暗記用としてまとめたものです。
- ◎暗記用であるため、法令文の一部を省略しているものもあります。
- ◎また、保安基準については、自動車の製作年月により適用する規定が異なる場合がありますが、暗記用であることを考慮し、製作年月による区分はしていません。
- ◎暗記する際は付属の赤シートをご利用下さい。

車両法

(車両法の目的)

1. この法律は、道路運送車両に関し、【所有権】についての公証等を行い、並びに【安全性】の確保及び【公害】の防止その他の環境の保全並びに【整備】についての技術の向上を図り、併せて自動車の【整備事業】の健全な発達に資することにより、【公共の福祉】を増進することを目的とする。

(用語の定義)

2. この法律で「道路運送車両」とは、【自動車】、【原動機付自転車】及び【軽車両】をいう。
3. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して【陸上】を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する【原動機付自転車】以外のものをいう。

(自動車の種別)

4. この法律に規定する普通自動車、【小型自動車】、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の【大きさ】及び【構造】並びに【原動機】の種類及び総排気量又は【定格出力】を基準として国土交通省令で定める。

(自動車の種別の内容)

5. 小型自動車の大きさは、長さ【4.70】m以下、幅【1.70】m以下、高さ【2.00】m以下である。
6. 四輪の軽自動車の大きさは、長さ【3.40】m以下、幅【1.48】m以下、高さ【2.00】m以下である。

(登録の一般的効力)

7. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）は、【自動車登録ファイル】に登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

(自動車登録番号標の封印)

8. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした【自動車登録番号標】は、これを取り外してはならない。ただし、【整備】のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。
9. 封印の取りつけは、自動車の後面に取りつけた自動車登録番号標の【左側】の取りつけ箇所に行うものとする。

### (自動車登録番号標の表示)

10. 自動車は、国土交通大臣又は自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、【被覆】しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に【支障】が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

### (変更登録)

11. 自動車の【所有者】は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から【15】日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

### (永久抹消登録)

12. 登録自動車の【所有者】は、自動車の用途を廃止した場合には、その事由があった日から【15】日以内に、【永久抹消登録】の申請をしなければならない。

### (車台番号等の打刻)

13. 自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び国土交通大臣が指定した者以外の者は、自動車の【車台番号】又は原動機の型式を【打刻】してはならない。

### (打刻の塗まつの禁止)

14. 何人も、自動車の【車台番号】又は原動機の型式の【打刻】を塗まつし、その他【車台番号】又は原動機の型式の【識別】を困難にするような行為をしてはならない。但し、【整備】のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

### (点検及び整備の義務)

15. 自動車の【使用者】は、自動車の【点検】をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を【保安基準】に適合するように維持しなければならない。

### (日常点検整備)

16. 自動車の使用者は、自動車の【走行距離】、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の【日常的】に点検すべき事項について、【目視】等により自動車を点検しなければならない。

### (定期点検の期間)

17. 次の各文は、自動車の定期点検の期間についてまとめたものである。

◎乗車定員3人、最大積載量3,500kg、車両総重量7,990kgである自家用普通貨物自動車の定期点検は、【6月】ごとに行うよう定められている。

◎乗車定員29人、車両総重量5,475kgである自家用乗合自動車（レンタカーを除く）の定期点検は、【3月】ごとに行うよう定められている。

◎乗車定員6人、車両総重量2,800kgである自家用のキャンピング車（レンタカーを除く）の定期点検は、【6月】ごとに行うよう定められている。

◎自家用小型二輪自動車（オートバイ）の定期点検は、【1年】ごとに行うよう定められている。

◎乗車定員〔3+15/1.5〕の自家用幼児専用車（レンタカーを除く）の定期点検は、【3月】ごとに行うよう定められている。

◎乗車定員3人、車両総重量985kgの旅客自動車運送事業の用に供する検査対象軽自動車の定期点検は、【3月】ごとに行うよう定められている。

### (定期点検整備内容)

18. 事業用自動車等の定期点検基準（別表第3）において、車両総重量8t以上又は乗車定員30人以上の自動車に限り、走行装置「ホイール」の「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」の点検は、【12】月ごとに行わなければならない。

### (点検整備記録簿)

19. 自動車の使用者は、【点検整備記録簿】を当該自動車に備え置き、当該自動車について法第48条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 点検の年月日
- (2) 点検の結果
- (3) 【整備】の概要
- (4) 【整備を完了した】年月日
- (5) その他【国土交通省令】で定める事項

### (自動車検査証の記載事項)

20. 【貨物】の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が【7】t以上のものにおいては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量については、自動車検査証に記載すべき事項である。

### (自動車検査証の有効期間)

21. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものにおいては【1】年、その他の自動車においては【2】年とする。

22. 次の各文は初めて自動車検査証を交付する場合の有効期間についてまとめたものである。

◎自家用小型二輪自動車は【3】年、レンタカーの小型二輪自動車は【2】年である。

◎乗車定員3人、最大積載量3,000kg、車両総重量7,995kgの自家用普通貨物自動車は【2】年である。

◎乗車定員[3+15/1.5]人の自家用幼児専用車は【1】年である。

### (自動車検査証の有効期間の起算日)

23. 自動車検査証の有効期間の【起算日】は、当該自動車検査証を【交付】する日又は当該自動車検査証に有効期間を記入する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の【1】月前（離島（橋又はトンネルによる本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう）との間の交通又は移動が不可能な島をいう）に使用の本拠の位置を有する自動車においては、【2】月前）から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の【翌日】とする。

### (継続検査)

24. 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の【有効期間】の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を【提示】して、国土交通大臣の行なう【継続検査】を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該【自動車検査証】を国土交通大臣に【提出】しなければならない。

25. 国土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、当該自動車検査証に【有効期間】を記入して、これを当該自動車の【使用者】に返付し、当該自動車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の【使用者】に返付しないものとする。

### (検査標章)

26. 自動車は、【自動車検査証】を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより【検査標章】を表示しなければ、【運行】の用に供してはならない。

27. 検査標章は、当該自動車検査証がその効力を失ったとき、又は継続検査、【臨時検査】若しくは構造等変更検査の結果、当該自動車検査証の【返付】を受けることができなくなったときは、当該自動車に【表示】してはならない。

### (検査標章の貼り付け位置)

28. 検査標章は、自動車の前面ガラスの内側に前方から見やすいように貼り付けることによって表示するものとする。ただし、【運転者室】又は前面ガラスのない自動車にあっては、自動車の後面に取りつけられた自動車登録番号標又は【車両番号標】の【左】上部に見やすいように貼り付けることによって表示するものとする。

### (自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)

29. 自動車の【使用者】は、自動車検査証の【記載事項】について変更があったときは、その事由があった日から【15】日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。ただし、その効力を失っている自動車検査証については、これに記入を受けるべき時期は、当該自動車を【使用】しようとする時とすることができる。

### (予備検査)

30. 自動車予備検査証の有効期間は、【3】月とする。

31. 自動車予備検査証の有効期間の起算日は、当該自動車予備検査証を【交付】する日とする。

### (限定自動車検査証)

32. 限定自動車検査証の有効期間は、【15】日とする。

33. 限定自動車検査証は、当該限定自動車検査証の交付を受けている【自動車】に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された【構造】等に関する事項について変更があったときは、その【効力】を失う。

### (特定整備事業の種類)

34. 自動車特定整備事業（自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く）の特定整備を行う事業をいう）の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 普通自動車特定整備事業…（普通自動車、四輪の【小型】自動車及び大型特殊自動車を対象とする自動車特定整備事業をいう）
- (2) 小型自動車特定整備事業…（小型自動車及び【検査対象軽】自動車を対象とする自動車特定整備事業をいう）
- (3) 【軽】自動車特定整備事業…（検査対象【軽】自動車を対象とする自動車特定整備事業をいう）

### (認証)

35. 自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の【種類】及び特定整備を行う【事業場】ごとに、地方運輸局長の【認証】を受けなければならない。

### (特定整備の定義)

36. 特定整備の定義について

- ◎二輪の小型自動車のトランスミッションを取り外して行う自動車の整備又は改造は特定整備に【該当する】。

- ◎かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造は特定整備に【該当する】。
- ◎二輪の小型自動車の制動装置のディスク・ブレーキのキャリパを取り外して行う整備又は改造は特定整備に【該当する】。
- ◎緩衝装置のトーションバー・スプリングを取り外して行う自動車の整備又は改造は特定整備に【該当しない】。
- ◎緩衝装置のシャシばねを取り外して行う自動車の整備又は改造は特定整備に【該当する】。
- ◎被けん引自動車の連結装置であるボール・カップラを取り外して行う自動車の整備又は改造は特定整備に【該当しない】。

#### (変更届等)

37. 自動車特定整備事業者は事業場の所在地について変更が生じたときは、その事由が生じた日から【30】日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

#### (事業の譲渡)

38. 自動車特定整備事業者が【自動車特定整備事業】を譲渡したときは、譲受人は、譲渡人のこの法律の規定による【地位】を承継する。また、その事由の生じた日から【30】日以内にその旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

#### (特定整備事業者の標識)

39. 自動車特定整備事業者は、事業場において、【公衆】の見やすいように、国土交通省令で定める様式の【標識】を掲げなければならない。

#### (特定整備記録簿)

40. 自動車特定整備事業者は、特定整備記録簿を備え、特定整備をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 登録自動車にあっては自動車登録番号、車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号、その他の自動車にあっては車台番号
- (2) 特定整備の概要
- (3) 特定整備を【完了】した年月日
- (4) 【依頼者】の氏名又は名称及び住所
- (5) その他国土交通省令で定める事項

41. 自動車特定整備事業者は、当該自動車の使用者からの請求の有無にかかわらず、特定整備記録簿の【写し】を交付しなければならない。

42. 特定整備記録簿及び指定整備記録簿の保存期間は、その記載の日から【2年】間である。

#### (特定整備事業者の遵守事項)

43. 自動車特定整備事業者は、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車特定整備事業の業務の適正な運営を確保するために【国土交通省令】で定める事項を遵守しなければならない。

44. 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場においては、当該作業の【依頼者】に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の【概算見積り】を記載した書面を【交付】し、又はこれを記録した電磁的記録を【提供】すること。

45. 依頼者に対し、行っていない点検若しくは【整備】の【料金】を請求し、又は【依頼】されない点検若しくは整備を【不当】に行い、その【料金】を請求しないこと。

### (不正改造等の禁止)

46. 何人も、有効な自動車検査証の交付を受けている【自動車】又は使用の届出を行っている検査対象外軽自動車について、【自動車】又はその部分の【改造】、【装置】の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であって、当該自動車が【保安基準】に適合しないこととなるものを行ってはならない。

### (指定工場の基準)

47. 次の各文は、指定工場の基準についてまとめたものである。

- ◎工員数は、【4】人以上とする。ただし、対象自動車の種類に車両総重量【8】t以上、最大積載量5t以上又は乗車定員【30】人以上の車両を含む場合には、【5】人以上必要である。
- ◎自動車工のうち整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く）の数は【2】人以上必要である。
- ◎車両置場の面積は、当該事業場の屋内現車作業場の面積の【3】割以上の面積が必要である。屋内現車作業場の面積が210m<sup>2</sup>の場合、必要な車両置場の面積は【63】m<sup>2</sup>以上である。
- ◎【主任技術者】は、当該事業場において実施される整備の技術に関する総括責任者であって、従業員に対する【整備技術】の教育、作業工程の管理及び作業能率の向上、【設備機器】の管理について責務を負うものとする。

48. 指定自動車整備事業場の計器類について

- ◎オイル・バケツポンプは保有【しなければならない】。
- ◎フリー・ローラは保有【することが望ましい】。
- ◎ラジエータ・キャップ・テストは保有【しなければならない】。
- ◎外部診断器等の電子計測機器は保有【することが望ましい】。
- ◎ホイール・バランスは保有【することが望ましい】。

### (屋内現車作業場における検査)

49. 自動車検査員が行う完成検査において、【音量計】、【一酸化炭素】測定器、【炭化水素】測定器、黒煙測定器及び【オパシメータ】により行う検査については、現車作業場で行って差し支えない。

### (完成検査場における検査)

50. 完成検査場は、屋内であって、完成検査を行うに十分な【面積】を有し、床面は【水平】に舗装されていること。検査実施時に、一時的に自動車の一部が【通路】にでても差し支えない。

### (検査機器の校正)

51. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める【技術上の基準】に適合するよう、【備付け】又は前回の校正の日から【1年】以内に、国土交通大臣の登録を受けた者が行う【校正】を受けるものとする。

52. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具の校正に関する記録を【1年】間保存しなければならない。

### (自動車検査員の兼任)

53. 自動車検査員は、他の事業場の自動車検査員となることができない。ただし、【同一】の指定自動車整備事業者の他の事業場で、【位置】その他について国土交通省令で定める要件（兼任する他の事業場に至る所要時間がおおむね【1時間】以内の位置にあること等）を備えるものについては、この限りでない。

### (自動車検査員の選任届等)

54. 指定自動車整備事業者は、自動車検査員を選任したときは、その日から【15】日以内に、その旨を【地方運輸局長】に届け出なければならない。

### (自動車検査員の解任)

55. 【地方運輸局長】は、自動車検査員がその業務について【不正】の行為をしたとき、又はその他この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の【解任】を命ずることができる。

56. 自動車検査員の職を解任され、解任の日から【2】年を経過しない者は、自動車検査員となることができない。

### (保安基準適合証の交付)

57. 指定自動車整備事業者は、自動車を国土交通省令で定める【技術上】の基準により【点検】し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な【整備】をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が【証明】したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章を【依頼者】に交付しなければならない。

58. 法第94条の5第1項に規定する「保安基準に適合しなくなるおそれのある部分」とは、指定規則第6条の点検の結果により、【自動車使用者】が、自動車の【使用状況】を勘案しつつ、今後【整備】を行うまでに保安基準に適合しなくなる可能性があるため整備が必要と判断する部分（【自動車使用者】の依頼により、【指定自動車整備事業者】が判断する場合を含む。）をいう。

59. 他の認証工場において確実に点検整備が行われたことを特定整備記録簿で確認できる自動車の場合、完成検査のみを実施して保安基準適合証を交付することが【できない】。

### (自動車検査員による証明・証明方法)

60. 保安基準適合の証明は、自動車検査員が保安基準適合証及び保安基準適合標章又は限定保安基準適合証に【記名】し、及び【押印】することにより行う。

### (自動車検査員による検査の基準)

61. 構造に関する検査

イ. 次に掲げる事項が当該自動車検査証、登録識別情報等通知書（登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を記載した書面をいう）又は自動車検査証返納証明書の記載事項と【同一】であるかどうかを視認その他適切な方法により検査するものとする。

(1) 【長さ幅及び高さ】 (2) 【車両重量】及び【車両総重量】

ロ. 次に掲げる事項について、【視認】その他適切な方法により検査するものとする。

(1) 【最低地上高】 (2) 最大安定傾斜角度 (3) 【最小回転半径】

62. 装置に関する検査（その2）

次に掲げる装置について、亀裂、【がた】、取付けの緩みの有無等を【検査用ハンマ】等を用いて検査するものとする。この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを【視認】等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。

(1) 動力伝達装置 (2) 走行装置 (3) 操縦装置 (4) 制動装置  
(5) 【緩衝装置】 (6) 燃料装置 (7) 車枠及び【車体】 (8) 連結装置  
(9) 物品積載装置 (10) 【内圧容器】及びその附属装置

### (自動車検査員の服務)

63. 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査(完成検査)を【公正】、かつ、【确实】に行うため、当該検査に係る自動車の【整備】作業については、軽微なものを除き、実務に従事しないこと。

### (自動車検査員の作業区分)

64. 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査(いわゆる完成検査)に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、点検と併せて行うことが合理的である次の軽微な交換又は補充作業を行うことは差し支えない。

- ◎エア・クリーナ・エレメントの【交換】
- ◎油脂液類の【補充】
- ◎バルブ、【ヒューズ】の交換
- ◎ワイパー・ブレードの【交換】

65. 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査(いわゆる完成検査)に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、点検又は検査時に行うことが合理的である次の軽微な調整作業を行うことは差し支えない。

- ◎前照灯の【照射方向】の調整
- ◎アイドリング、【CO・HC】の調整
- ◎【点火】時期の調整
- ◎タイヤの【空気圧】の調整

### (保安基準適合証等の有効期間)

66. 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は、法第94条の5第4項の【検査】をした日から【15】日間とする。

### (保安基準適合標章等の取扱い)

67. 保安基準適合標章の有効期間【起算日】を表示する欄には、【ボールペン】等により【黒色】で記載すること。(紙による方法)

68. 保安基準適合標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、所定の【ゴム印】又はプリンタを用いて、【赤】色又は【黒】色により明瞭に押印又は印字すること。

69. 適合標章(表)の【有効期間】起算日を表示する欄及び自動車登録番号又は車両番号欄は【プリンタ】により黒色で印字すること。(電磁的方法)

70. 指定整備事業者は、適合標章に印刷不良等が生じた場合は、記載面を【朱抹】して、当該適合標章を【2年間】保存すること。

### (保安基準適合標章の表示)

71. 保安基準適合標章は、自動車の運行中その【前面】に指定自動車整備事業規則第2号様式による【有効期間】及び自動車登録番号又は車両番号が見やすいように【表示】しなければならない。

### (保安基準適合証等の取扱い)

72. 指定自動車整備事業者は、検査年月日及び【検査員】氏名を訂正したものでないことを確認した後でなければ、保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付してはならない。

### (自賠責保険証明書の備付け)

73. 自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けなければ、【運行の用】に供してはならない。



### (自賠償保険証明書の提示)

74. 指定自動車整備事業者は、自動車損害賠償責任保険証明書の【提示】がないとき、又はその【提示】があった自動車損害賠償責任保険証明書に記載された保険期間が、その日から保安基準適合証の提出があった場合において記入されるべき自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の全部と【重複】するものでないときは、保安基準適合証及び保安基準適合標章を【交付】してはならない。

### (限定保安基準適合証)

75. 指定自動車整備事業者は、限定保安基準適合証の交付をする場合において、【限定自動車検査証】に記載された保安基準に適合していない部分以外に保安基準に適合していないと認める部分がある場合には、その内容、必要性及び料金等について自動車ユーザーに十分説明し、整備を行うよう促すこと。

### (指定整備記録簿の記載事項)

76. 指定自動車整備事業者は、【指定整備記録簿】を備え、保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 車名及び型式、【車台番号】、原動機の型式並びに登録自動車にあっては自動車登録番号、車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号
- (2) 【点検】及び整備並びに検査の概要
- (3) 【検査】の年月日
- (4) 【自動車検査員】の氏名
- (5) 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の【番号】
- (6) 依頼者の氏名又は名称及び住所

### (指定整備記録簿の保存期間)

77. 指定整備記録簿は、その記載の日から【2年】間保存しなければならない。

### (指定整備記録簿の記載要領)

78. 「点検及び整備の概要等」の欄の記載については、指定規則第6条第1項各号に掲げる点検の結果、点検の結果必要となった【整備】の概要及び【交換】した部品を記載すること。この場合、当該自動車の【点検整備記録簿】の写しを記録簿に確実に貼付することをもって、記載に替えることも差し支えないこととする。

79. 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄については、自動車検査員が自動車の構造に関する検査に加え、自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された【構造等】に関する事項と現車との【照合】を行ったうえで、当該自動車の【諸元】等を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について【照合】を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「【その他】」の項目に記載すること。

80. 「目視等による検査」の欄については、目視、【ハンマ】等を用いて行う検査結果を記載すること。

### (指定整備事業者の罰則の適用)

81. 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその【役員】及び職員は、【刑法】その他の罰則の適用については、法令により【公務】に従事する職員とみなす。

### (指定整備事業者の変更届)

82. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具の名称、型式又は数について変更が生じたときは、その事由が生じた日から【30】日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

## 保安基準

### (乗車定員又は最大積載量)

1. 自動車は、乗車定員又は【最大積載量】について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の【技術基準】に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

### (用語の定義)

2. 【エルボー】点とは、カットオフライン上における当該【すれ違い用】ビームの照射部分の中心及びその近傍にある最大の屈曲点をいう。

3. 【空車】状態とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の【全量】を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な【装備】をした状態をいう。

4. 【積車】状態とは、【空車】状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。

### (不適切な補修等)

5. 灯火器の損傷が、粘着テープ（自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。）で補修されているものは、保安基準に【適合しない】ものとして取り扱う。

### (長さ、幅及び高さ)

6. 自動車は、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）【12】m（セミトレーラのうち告示で定めるものには、【13】m）、幅【2.5】m、高さ【3.8】mを超えてはならない。

### (最低地上高)

7. 乗車定員が4名である小型乗用自動車の最低地上高を測定する際は、【空車】状態において測定しなければならない。

8. 自動車の地上高（全面）は、【9】cm以上であること。

### (車両総重量)

9. セミトレーラ以外の自動車であって、最遠軸距5.5m未満のものの車両総重量は【20】tを超えてはならない。

### (軸重)

10. 自動車の軸重は、重量計等により審査したときに、【10】t（牽引自動車のうち告示で定めるものの後軸にあっては【11.5】t）を超えてはならない。

### (安定性)

11. 自動車は、空車状態及び積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の【20】%（三輪自動車にあっては【18】%）以上であること。